

医療法の立入検査における面接指導実施 状況等の確認事項等について

制度概要

- 令和6年4月から、改正医療法が施行され、**医師の時間外労働の上限規制が導入**されるとともに、一定時間の時間外労働に従事した医師には**面接指導や労働時間短縮のための措置が義務化**されました。
- 特例水準を取得した医療機関のうち、**B水準、連携B水準は2035年度末までの廃止を目標**に、段階的に医師の労働時間の短縮を進める必要があります。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A （一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務	義務
B （救急医療等）				
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2 （高度技能の修得研修）				

面接指導

- 月の時間外・休日労働時間が**100時間を超える見込みの医師には面接指導実施医師による面接指導を実施**し、必要に応じて労働時間短縮のための措置を講じる必要あり
- 時間外労働が月**155時間を超える医師は労働時間短縮のための措置が必要**

休息時間の確保

- 特例水準を取得している医療機関では、面接指導に加えて休息時間（勤務間インターバル・代償休息）の確保が必須**（A水準では努力義務）

対象となる医師

- 病院・診療所において勤務し、診療を直接の目的とする業務を行う医師

A水準医療機関における対応について

- 本県では、愛媛大学医学部附属病院及び松山赤十字病院を除き、**ほぼすべての医療機関が特例水準の指定を受けていない「A水準」医療機関**となっています。
- 「A水準となったからこれまでの対応と変わらない」ということではなく、A水準医療機関も含め、**すべての医療機関で面接指導は義務**となっていることに留意する必要があります。

時間外・休日労働時間の上限規制【義務】	面接指導の実施【義務】		追加的健康確保措置（勤務間インターバル・代償休息）【努力義務】
	時間外労働が月100時間を超えると見込まれる場合	時間外労働が月155時間を超えた場合	
A水準の医療機関では、 時間外労働時間の上限が年960時間 となります。	原則、100時間に達する前に面接指導を実施し、就業上の措置を検討する必要があります。	労働時間短縮のために必要な措置を必ず講じる必要があります。	A水準医療機関は義務ではなく努力義務とされています。

必要な面接指導を実施していない場合や内容に不備がある場合



医療法第25条第1項に基づく立入検査で指導や改善命令の対象となります

面接指導の実施について

- 全ての医療機関では、時間外労働時間が月100時間を超えると見込まれる医師に対し、原則100時間に達する前に面接指導を行い、就業上の措置について検討する必要があります。
- 月の時間外労働時間が155時間を超えた医師については、労働時間短縮のための措置を必ず講じる必要があります。

面接指導の主な注意事項

- 面接指導の対象になる医師を把握しているか。
 - ✓ 面接指導の対象を特定するため、兼業先も含めた労働時間の把握を適切に行う必要があります。
- 面接指導実施医師を確保しているか。
 - ✓ 面接指導を実施できる医師は、厚生労働省の講習会を受講した面接指導実施医師のみです。
 - ✓ 医療機関の管理者は面接指導実施医師になれません。
 - ✓ 自院以外に所属する医師であっても面接指導実施医師になることができます。
- 適切な時期に面接指導を実施しているか。
 - ✓ 原則、時間外・休日労働時間が100時間に達する前に面接指導を行う必要があります。
- 面接指導の結果を踏まえた対応を検討/実施しているか。
 - ✓ 面接指導の結果を踏まえ、必要な就業上の措置を検討する必要があります。
 - ✓ 時間外労働が月155時間を超えた場合、労働時間短縮のための措置を必ず講じる必要があります。

Point!

- 自院だけでは1か月100時間に満たない場合も、副業・兼業先の労働時間を通算して100時間以上となることが見込まれる場合は対象となります。
- 自院の医師だけでなく、派遣医師にも面接指導の義務が発生しますので、事前に派遣元医療機関と実施体制について協議する必要があります。



本県の医療法の立入検査における確認項目

- 医療法の立入検査では、休日・時間外労働時間が月100を超えることが見込まれる医師に対して適切に面接指導が実施されているか、155時間を超える医師に対しては労働時間短縮のための措置が適切に実施されているかを確認します。
- 加えて、特定労務管理対象機関については、特例水準の対象となる医師について、勤務間インターバルや代償休息が適切に確保されているかを確認します。

立入検査時に準備が必要な資料

対象医療機関	提出資料	備考
全医療機関	面接指導対象医師一覧表	県/松山市指定様式
月の時間外・休日労働時間が100時間以上の医師のいる医療機関	面接指導結果及び意見書	該当ない場合提出不要
	面接指導実施医師養成会の修了証書	
特定労務管理対象機関	特定対象医師一覧表	県/松山市指定様式
	宿日直の時間・勤務間インターバルや代償休息の予定/実績が分かる資料	任意様式

面接指導の実施状況の確認①

- 100時間以上の休日・時間外労働に従事した医師がいる場合は、当該医師に係る**面接指導実施結果及び面接指導実施医師の意見書**を提出いただく必要があります。
- 面接指導結果及び意見書については、**必要な内容が項目が盛り込まれているか、適切な時期に面接指導が実施されているか**を確認します。

面接指導実施結果に関する確認項目

- ① 面接指導の実施年月日
- ② 面接指導対象医師の氏名
- ③ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- ④ 面接指導対象医師の勤務状況
- ⑤ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ⑥ 面接指導対象医師の疲労の蓄積状況
- ⑦ その他面接指導対象医師の心身の状況

Point!

面接指導は原則、時間外・休日労働時間が**100時間に達するまでに実施**されている必要があります。
 ただし、特例水準の対象医師以外は、**一定の疲労蓄積が認められる場合に該当しなければ、月100時間以上となったあと遅滞なく実施してもよいこと**となっています。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

例

面接指導結果・面接指導実施医師意見		
面接指導対象医師氏名 ②	所 属	
	生年月日	年 月 日
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の項目) ④		
睡眠負債の状況 ⑤	(低) 0 1 2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項)	
疲労の蓄積の状態 ⑥	(低) 0 1 2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)	
その他の心身の状況 ⑦		
本人への指導内容及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)		
	就業上の措置は不要です	
	以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)	
	以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)	
(特記事項)		
面接実施年月日 ①	年 月 日	
面接指導実施医師 ③	(所属)	(氏名) ※署名等

面接指導の実施状況の確認②

- 面接指導実施医師が厚生労働省の実施する「面接指導実施医師養成講習会」を修了しているかどうかについて、講習会の修了証書により確認します。

面接指導実施医師に関する確認項目

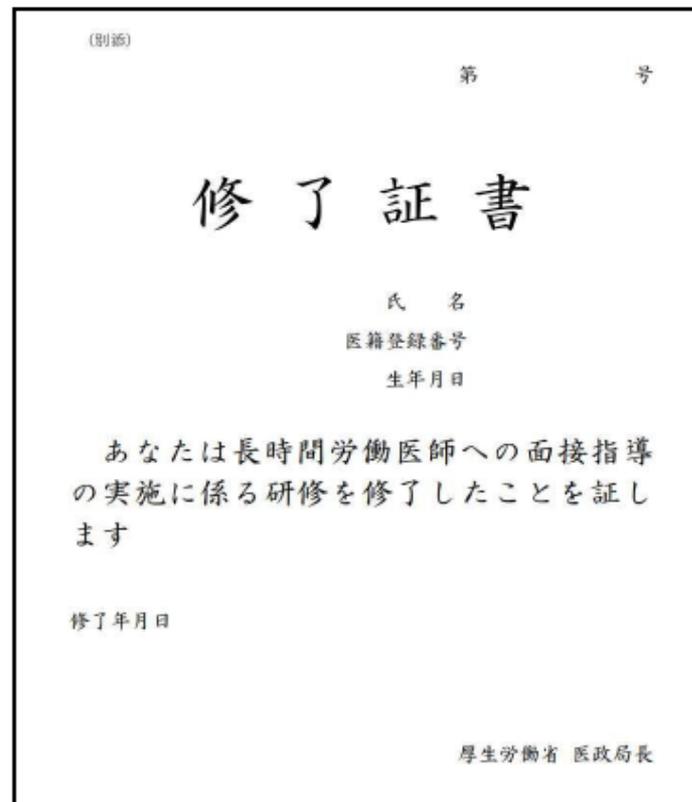
- ① 面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了しているかを「**修了証書**」により確認
- ② 面接指導実施医師が当該医療機関の**管理者でないこと**を確認

Point!

医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習は、**現在は厚生労働省の「面接指導実施医師養成講習会」のみ。**

受講申し込みは下記URLを参照のこと

URL : <https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>



就業上の措置・労働時間短縮のための措置の確認

- 面接指導実施医師の意見に基づく措置の内容について、措置の要否や措置の内容の記載があることを確認します。
- 月155時間を超える休日・時間外労働に従事した医師については、労働時間短縮のために必要な措置の内容について、必ず記載されている必要があります。

就業上の措置等に関する確認項目

- ① 面接指導結果に基づき、措置の要否に関する面接指導実施医師の意見が記載されているか。
- ② 面接指導実施医師の意見に基づき、管理者の講じた措置内容の記載があるか。
- ③ 月155時間を超えている場合において、労働時間短縮のための措置が記載されているか。

Point!

措置の具体的な内容としては次のようなものが考えられます。

- ・睡眠不足解消のための当直・連続勤務の制限
- ・心身への健康被害軽減のための業務内容や時間外労働の制限
- ・人間関係のストレス回避を目的とした就業場所の変更 等

		例
本人への指導内容	及び 管理者への意見（複数選択可・該当項目の左に○をつけ）	
	就業上の措置は不要です	
①	以下の心身の状況への対処が必要です（○で囲む） 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他（特記事項へ記載）	
	以下の勤務の状況への対処が必要です（○で囲む） 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他（特記事項へ記載）	
（特記事項）		
面接実施年月日	年 月 日	
面接指導実施医師	（所属）	（氏名）※署名等
<small>面接指導実施医師は、この点線まで記載した段階（管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前）で、本書面を面接指導対象医師に渡してください。</small>		
面接指導実施医師意見に基づく措置内容（管理者及び事業者が記載） <small>※時間外・休日労働が月155時間を超えた面接指導対象医師には労働時間短縮のための措置が必要です。</small>		
	②	
	③	
	（管理者）	（年月日）
<small>確認欄（署名等）※面接指導実施医師から提出を受けた医療機関で記載してください。</small>		
医療機関名		
（管理者）	（事業者）	

勤務間インターバル・代償休息の確認（特例水準のみ）

■ 特例水準の医療機関については、特定対象医師一覧表のうち検査機関が指定した複数の医師について、直近1年間のうち任意の1か月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料を提示する必要があります。

勤務間インターバル等に関する確認項目

- ① 勤務開始・終了時間の予定及び実績
- ② 宿日直の時間及びうち許可あり宿日直の時間
- ③ 勤務間インターバルの確保方法・確保時間
- ④ 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- ⑤ 代償休息を確保した日時

勤務状況が分かる資料（イメージ）

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直実施時間 （うち、許可あり宿日直 実施時間）	インターバル時間	総勤務時間	インターバル中に発生したやむを得ない業務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可あり)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	17:15~24:00	08:30 06:45	2:00~3:00	7/18 8:30~9:30
7/5 (水)	*	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	就業等 8:30~17:15	8:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/8 (土)		休み			0:00~7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (月)	*	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9 *	就業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	就業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	*	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	就業等 8:30~17:15	8:30~20:45		0:00~7:00 20:45~24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15期)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~5:45	05:45	0:00~2:00	8/1 8:30~10:30
7/21 (金)	*	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		7/21 8:30~10:30
7/22 (土)	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00 (17:15~24:00)	06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	8/11 8:30~9:30
7/23 (日)	24/9 (許可あり)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 (17:15~24:00)	0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00
7/24 (月)	*	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15	(23:30~24:00)	8/18 11:30~12:00
7/25 (火)	24/9	就業等 9:30~18:15	9:30~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/26 (水)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		0:00~8:30 21:30~24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)		休み			0:00~6:30	06:30		
7/28 (金)	48/24	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/29 (土)	*	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~10:30
7/30 (日)	24/9	8:30~17:15	10:30~12:30 (PM)		0:00~8:30	08:30		
7/31 (月)	24/9 (許可あり)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)	12:30~21:30	09:00	(12:00~13:00)	8/21 10:30~11:30
8/1 (火)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
8/2 (水)		休み			0:00~6:00	06:00		

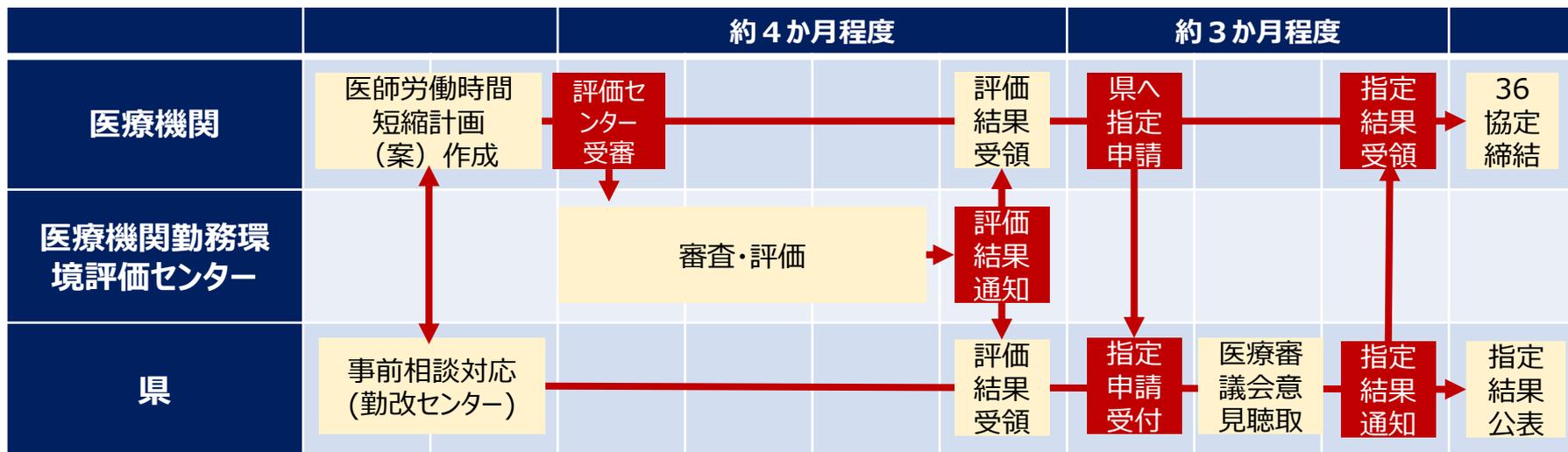
Point!

勤務時間の実績や勤務間インターバル等の確保状況を確認するための様式は医療機関の任意ですが、**国で勤務間インターバル確認のための専用ツールを作成しており、立入検査の資料として活用いただくことが可能です。**
詳細は医療対策課までお問合せください。

特定労務管理対象機関の指定手続きについて

- 医師の時間外労働時間が960時間を超えると見込まれる場合、必要に応じて県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）にご相談いただき、労働時間短縮のための対策を検討してください。
- 年960時間以上の時間外労働が避けられない場合、新たに特定労務管理対象機関の指定を受ける必要があるため、速やかに県医療対策課又は勤改センターに御相談ください。
- 指定手続きには医療機関勤務環境評価センターの受審期間も含め、**最短でも7か月程度必要**かつ、**特例水準が適用可能になるのは対象医師との36協定締結後**になりますのでご注意ください。

6年度以降の特定労務管理対象機関指定の流れ



※C-1水準審査については、保健医療対策協議会への意見聴取を行うため、より指定に時間を要する可能性があります。

医師労働時間短縮計画の策定について

- 特定労務管理対象機関及び診療報酬において地域医療体制確保加算を取得する医療機関では、医師労働時間短縮計画を策定し、G-MISで報告することとされています。
- そのほかの医療機関においても、計画的に勤務環境改善を進めていく観点から、計画を策定することが望ましいとされているため、積極的な作成をお願いします。
※県医療勤務環境改善支援センターの支援を受けることでスムーズな作成が可能です。

医師労働時間短縮計画に基づく取組のイメージ

医師労働時間短縮計画の策定

- ・多職種からなる委員会や会議等で検討
- ・労働時間の実績及び短縮目標を設定
- ・労働時間短縮に向けた取組内容を設定

労働時間短縮に向けた取組実施

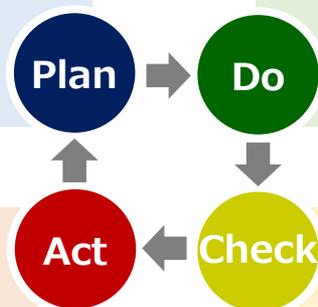
- ・タスク・シフト/シェアの推進
 - ・医師の業務見直し
 - ・ICTなどによる勤務環境の改善 など
- 【勤務環境改善に係る補助金が利用可能】**

時短計画の変更について検討

- ・12月の進捗状況を基に、当年度の実績に関する暫定評価を行い、計画の変更を検討
- ・次年度の6月までに、前年度の実績に関する最終評価を行い、必要に応じて計画を修正

時短計画の進捗状況の確認

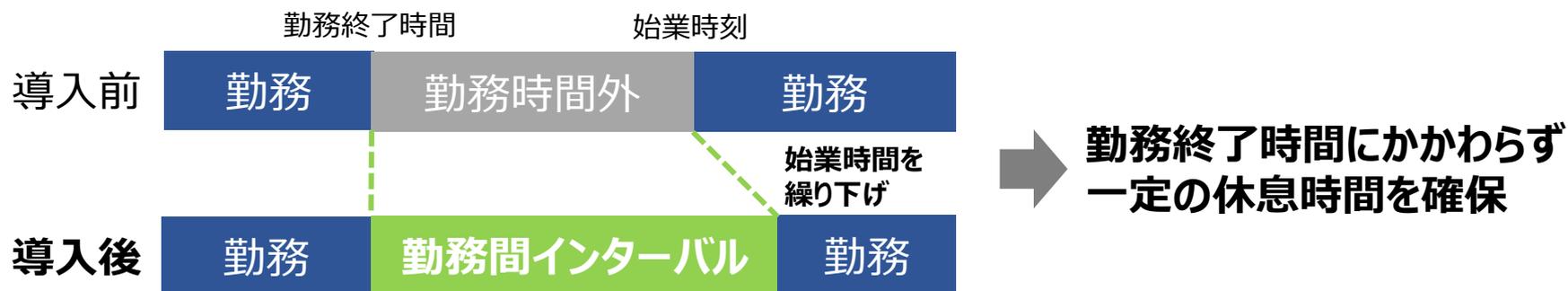
- ・4～11月の取組状況について12月頃に確認
- ・確認時までの労働時間をもとに年度内の時間外・休日時間労働の実績を推計
- ・当年度の取組目標の実施状況を確認



勤務間インターバル・代償休息の導入について

- 改正医療法では、A水準医療機関においても勤務間インターバル及び代償休息を確保するよう努めること（努力義務）とされていることを踏まえ、積極的に導入の検討をお願いします。
- 導入に当たっての勤務体系の検討に当たっては、県医療勤務環境改善支援センターから助言を行うことが可能です。

勤務間インターバルのイメージ



通常の日勤
許可のある宿日直

- 24時間以内に9時間の勤務間インターバルが必要
- 許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合、勤務間インターバルとみなされる

許可のない宿日直

- 46時間以内に18時間の勤務間インターバルが必要

代償休息

- 勤務間インターバル中に緊急的な労働に従事した場合、事後的に休息を付与する必要あり

勤務環境改善のための補助制度について

- 愛媛県では、一定の要件を満たす医療機関に対して、勤務環境改善に要する経費全般に対する補助制度を設けています（令和7年度現在）。
- 時短計画に基づく取組全般に対し、経費の全額を補助できる（資産形成経費は1/2）制度となっておりますので、積極的なご活用についてご検討ください。

項目	内容
主な対象医療機関の要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療に特別な役割を有する救急医療機関、周産期医療機関、小児救急医療機関、在宅医療機関、精神科救急医療機関等であること ➢ 年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある※医師を雇用していること ※年720時間超960時間以内の医師を雇用していること ➢ 医師労働時間短縮計画を策定していること など
補助上限額	➢ 最大使用病床数×133千円
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産形成経費 5/10 ➢ その他経費 10/10
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医師労働時間短縮計画に基づく取組を推進するための事業全般 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ICT等整備費用、休憩環境整備費用 ・医師事務作業補助者研修費 ・環境支援アドバイス経費 ・医療専門職支援人材の新規雇用に係る人件費 ・タスク・シェアに伴う医療専門職雇用経費 など

ICT導入に関する取組例について①

- 勤務環境改善に係るICT機器の導入事例としては次のような内容が考えられます。
- 導入コスト・ランニングコストについては、導入方法や機能等による変動があるものの、大まかな目安として次に掲げる程度の金額が想定されます。

勤務環境改善に関するICT導入例

分類	導入目的	効果的な機能
勤怠管理システム	労働時間を適切に把握し、長時間労働や過重労働の防止に取り組みに繋げる	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバル・代償休息が確認できる ・面接指導の実施が必要なタイミングに通知やアラートが設定できる ・副業・兼業先の労働時間の管理ができる ・立入検査時に提出が必要な帳票作成ができる
音声入力システム	電子カルテへの入力の手間を削減する	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分野における専門性の高い各種専門用語が認識できる ・生成 AI等を活用し、SOAP形式に要約する等の構造化された内容に変換できる
電子カルテ閲覧モバイル端末	夜間や緊急時等には自宅等から、また移動中にも患者情報を確認可能であり、業務効率化に繋げる	<ul style="list-style-type: none"> ・患者説明動画等、他の機能を併用して活用できる ・カルテ記載のみではなく、CT検査やMRI検査の結果等も確認が可能
ビジネスチャット等コミュニケーションアプリ	連絡手段の一つとして適切に利用し、円滑なコミュニケーションにより業務効率化に繋げる	<ul style="list-style-type: none"> ・入力方法や、通知が分かりやすく容易に使用可能 ・電子カルテとの連携等により、検査結果等を共有しながら連絡が可能
患者向け説明動画	検査や手術、入院に関する説明動画により、説明業務に係る業務負担を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ・患者は何度でも確認でき、医師は補足説明を行う等の運用が可能 ・医療機関毎にカスタマイズした動画作成ができる
電子カルテ等情報の視覚化・構造化による管理システム	電子カルテの情報を正確に一括管理することにより、情報の確認・共有がスムーズになり、業務効率化に繋げる	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の既存機器を生かしつつ、システムを導入するうえで、様々な医療機器と接続できる

ICT導入に関する取組例について②

分類	導入目的	効果的な機能
外来診療WEB予約システム	予約電話対応の負荷の軽減、システム化による事務負担を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入によって、診療時間以外でも予約可能 ・特定の診療科予約に関する注意書きや、予約時に診療科判断ができる等、医療機関の業務負担が軽減できるようカスタマイズができる
電子問診・AI問診	紙運用から電子運用に変更することにより、紙媒体のスキャンや保管、電子カルテへの転記の作業負担を削減する	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の業務負担が軽減できるよう、診療科毎に問診内容がカスタマイズできる ・電子カルテへの転記が自動または容易に行うことができる
電子同意書	紙運用から電子運用に変更することにより、紙媒体のスキャンや保管の作業負担を削減する	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテや電子問診との連携により、患者情報を一元管理できる
AI文書作成	生成AIによる文書作成補助により、医師の文書作成に係る業務負担を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ・退院サマリや診療情報提供書の作成補助によって業務効率化ができる ・生成 AIの学習機能や、医療機関毎のテンプレート等のカスタマイズが可能で、一部の修正や確認のみで文書作成が可能

導入コスト・ランニングコストのイメージ

分類	導入コスト	ランニングコスト	分類	導入コスト	ランニングコスト
勤怠管理システム	(職員300名)900万円～	月4.5万円～	電子カルテ等情報の視覚化・構造化による管理システム	情報収集中	情報収集中
音声入力システム	(10診療室)200万円～	年間20万円～	外来診療WEB予約システム	100万円～	月10万円～
電子カルテ閲覧モバイル端末	1,000万円～	(50台)月10万円～	WEB問診・AI問診	(300床)300万円～	年間300万円程度～
ビジネスチャット等コミュニケーションアプリ	400万円～	(100ID) 月8万円～	電子同意書	30～50万円	(5診療科)年間500万円～
患者向け説明動画	(30分未満)50万円～	月10万円～	AI文書作成	2,500万円～	年間500万円～

厚生労働省による支援について

- 厚生労働省では、医師の働き方改革への対応を含め、医療機関の勤務環境改善に役立つ情報を掲載したHP「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」を立ち上げています。働き方改革の制度解説や、研修等の案内、医療機関の取組事例等を紹介しています。
- 厚生労働省の開催するトップマネジメント研修では、医師の労務マネジメントに関わる方を対象に、制度概要の説明や先進的な取組みを行っている医療機関の紹介などを行っています。

「いきいき働く医療機関サポートWeb」

いきいき働く医療機関サポートWeb

サイト内検索

文字サイズ 標準 拡大

いきサポ

勤務環境の改善について 取り組み事例・提案の紹介 役に立つ情報

医療機関の勤務環境の改善に役立つ！

いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。

医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら

イベント開催案内



トップマネジメント研修

医療機関のみなさまへ

オンライン開催

参加費無料

トップマネジメント研修のご案内

医師の働き方改革 最新情報と事例

「各医療機関で勤務環境の改善に向けて様々な取組が行われております！」

医療の質、安全の確保や人材確保のために、勤務環境の改善を進めましょう!!



愛媛県医療勤務環境改善支援センターについて

- 愛媛県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）では、医業経営の専門家と医療労務管理の専門家が、勤務環境の改善に向けた支援を行っています。
- 医師の働き方改革への対応に限らず、ハラスメント対策など、医療機関の勤務環境改善全般の相談に対応しておりますので、お気軽にご連絡ください。

センターの主な事業内容

◆ 医療機関からの相談対応

医業経営の専門家や労務管理の専門家が医療機関からの勤務環境改善に係る相談を受け助言等を行います。

◆ 医療機関への訪問支援

専門分野のアドバイザーが、医療機関を訪問し相談に対して助言等を行うほか、各医療機関における勤務環境の現状分析や課題抽出等への支援を行います。

◆ 研修会等の実施

医療法改正の趣旨や勤務環境改善の必要性を啓発する説明会のほか、医療機関における勤務環境改善マネジメントシステムの理解と導入に資する研修会等を実施します。

【相談窓口】

松山市空港通1-8-16 えぞき本社ビル5階
愛媛県医療勤務環境改善支援センター

TEL : 089-993-7831（受付時間：平日9:00～17:00） FAX : 089-993-7832

本日のお願い事項（まとめ）

➤ 医師の労働時間の適切な把握をお願いします。

労働時間は兼務先での労働時間を通算します。医師派遣を受けている医療機関では、派遣医師の労働時間を適切に把握し、**派遣元医療機関と労働時間の管理方法について確認・共有**をお願いします。

➤ 面接指導の適切な実施をお願いします。

長時間労働医師（月100時間以上）に対する面接指導は全ての医療機関で義務となります。また、面接指導の実施に当たっては、厚生労働省の講習会を受講した面接指導実施医師を確保する必要があります。

➤ 特定労務管理対象機関の追加指定を検討する場合、お早めにご相談ください。

年間の時間外労働時間が960時間を超える医師が発生する見込みがあり、**特定労務管理対象機関の指定を検討する場合は、お早めに県又は勤改センターに御相談ください。**

【問合せ先】

愛媛県 医療対策課 医療機関グループ

TEL : 089-912-2447 E-mail : iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

